シンポジウム

「学問・言論・報道の自由」を圧殺する 全体主義の正体

コロナ禍を利用した全体主義の正体 小山 常実

ラムザイヤー論文と「学問の自由」の侵害 山本優美子

日本学術会議の許しがたい「二重基準」 白川 司

教科書検定と「言論の自由」の封殺 藤岡 信勝

先端メディアによる言論統制はどう行われて きたか

西村 幸祐

令和3年(2021年)10月3日(日)

文京シビックセンター・スカイホール

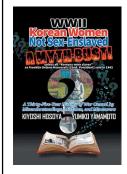


市販本検定合格

新しい公民教科書

小山常実他/自由社 1980円

グローバリズムと共産主義は、家族・私有 財産・国家の破壊を目指している。両者に 国と精神を乗っ取られてきた日本の公民 教育では、国家論と私有財産制論だけでは なく、今日では家族論さえも教育しなくなった。そういう教育状況の中で唯一、家族、 私有財産、国家の意義を積極的に展開した 公民教科書が本書である。



2

4

WWII "korean Women Not Sex-Enslaved": A Myth-Bust!

細谷清・山本優美子 共著/ Xlibris US

韓国人慰安婦の性奴隷説を否定する内容の本です。 韓国人慰安婦の性奴隷説を合定する内容の本です。 グレンデール慰安婦像撤去裁判の原告として会、 裁まで戦った「歴史場像職子裁判の原告として会会、 まる場立で戦った、「歴史ののご指導と、 な努力で来国出版に至ったものです。 ラムザイヤー教授もご指摘の通り、英語圏では「性状 が表別しているです。 ラムザイヤに反対する文献は圧倒的に少など情に知っ です。その中で、米国出版したこの本を皆様に知っ ていただきたくここにご紹介します。

Amazon http://amzn.asia/d/hO3tzgu

1



日本学術会議の研究

白川司/ワック 990円

日本学術会議の任命拒否問題は共産党の 機関誌「赤旗」のスクープだった。菅首相 が6名の会員候補を拒否した裏には、この 組織が共産党の影響を強く受け、日本社会 の左翼化を増長してきたことがあった。本 書はその経過とともに、学術会議成立の歴 史的経緯、現在の問題点などを鋭くえぐり 出していく。



教科書検定崩壊!

藤岡信勝/飛鳥新社 1320円

『新しい歴史教科書』(自由社)が「一発 不合格」とされた教科書検定は、<他社は 合格、つくる会だから不合格>というダブ ルスタンダードがまかり通る「不正検定」 であったことを告発し、左翼に牛耳られた 「赤い官庁」文科省の闇を明るみに出した 衝撃のレポート。

3



幻の黄金時代

オンリーイエスタデイ'80s 西村幸祐/祥伝社 1760円

10年前の1980年代の現代史を描いた。 雑誌連載だったので話があちこちに飛ぶ。 現在の日本の諸問題根源は80年代にある。 今、続編を手掛けている。

『平成日本の敗北 オンリーイエスタディ90's』 というタイトルになるだろう。

上梓は来年だ。年内は『キミは三島を知って いるか』という三島由紀夫の本と、ロバート・ エルドリッヂ氏との対談本も出る。



慰安婦」はみな合意契約をしていた 有馬哲夫/ワック 990円

国際論争を引き起こしたハーバード大学法 学院マーク・ラムザイヤー教授の「太平洋戦 争と性契約」を翻訳し、この論文を発行禁止 にしようとした慰安婦・性奴隷論者が、教授 にどのような人格攻撃、誹謗、中傷を行った のか、彼らの反論がどれほど論理と道理を踏 まえない理不尽なものだったのかを明らかに した。

5 6

2

1

コロナ禍を利用した全体主義の正体

小山常実

- 一、コロナ騒動で感じたこと
- ①「生き方・死に方さえも選べない社会」
- ・4月接種券届く……生命・身体に関わる自己決定権の行使として、接種しないことにした。
- ②「表現の自由のない社会」へ
- ・コロナをインフルエンザ並みと捉える意見、ワクチンの危険性を述べる意見は弾圧。
- ・表現の自由がないところでは、民主主義は成立しない……『新しい公民教科書』73頁
- ・世界中が全体主義国家になった……グローバリズムを信奉する世界権力(ディープステイト=国際金融資本家、西欧貴族その他)が全体主義化を推進
- 二、グローバリズムによる全体主義の背景
- (1) 国際金融資本家たち等には道徳心がない……特に近年
- ①国際金融資本家たち等は国民から選ばれずに権力を手にした
- ・所謂民主主義国家の国家権力を担う者……国民によって選ばれてその地位についてきたから、国民と国家に対する忠誠心をもち、国民の基本的人権を守ろうとする。
- ・国際金融資本家たちは、別に選挙によって世界権力の座に就いたわけではない。 カネの力、自己の甲斐性によって、汚い手も使いながら世界権力を手にした。
- ・中国共産党も、国民から選ばれてもいないのに中国を支配している。
- ・国際金融資本家たちも中国共産党も、支配の正当性を持たない支配者という点で共通。
- ②国際金融資本家たちは、自分の属する国家と国民に対する忠誠心がない。
- ・自分と同じ国の国民に対してさえも、共同意識が極めて薄い。 国民の基本的人権にも民主主義にも関心がない
- ・したがって、「今だけ、カネだけ、自分だけ」の価値観に染まる。道徳心がない

③カネ儲けの為には民主主義は邪魔なものになる

- ・彼らの関心は、カネ儲けである。今日では、金儲けの二大手段が戦争とパンデミック。
- ・高価な治療薬やワクチンを売りつけ巨額の儲けを生み出す。
- ・未だ治験中のワクチンを諸国家に売りつけて巨額の利益を生み出してきた。
- ・しかも、ワクチンによって死亡者や重篤者が出ても製薬会社には賠償責任がない。
- ・にもかかわらず、ワクチン接種が強制され、全ての基本的人権が奪われていく。
- ○ワクチン・検査パッケージ(実質ワクチンパスポート)について……資料1参照
- ・ワクチン接種証明など持たない人は、生存権そのものが保障されなくなる。
- ④この無茶な話を通すには、自由な言論空間は邪魔→世界中で言論統制、世界が中国化。
- (2) グローバリストは、家族、私有財産、国家を否定する
- (1)グローバリスは、国家、特に国民国家を否定する
- ・国民国家でこそ、国民の安全と基本的人権が保障され、民主主義が行われる。
- グローバリストにとって、自由の意識の強い国民を擁するアメリカ国家は最大の敵。
- ・ディープステイト政権であるバイデン政権は、警察の予算を大幅削減、国境の壁をゆるめ、 犯罪者(麻薬取引と人身売買)を招き入れる→国家破壊を目指す
- ・国民国家のアイデンティティを崩すために欧米と日本に自虐史観を広げる。

②グローバリストは、自立した個々人をなくすために中産階級解体を目指す

- ・グローバリストにとって最大の敵は、自立した個々人の存在である。 正確には、共同体意識、愛国心を持った自立した個々人である。
- ・そのような個々人こそが国家を支え、民主主義を支え、グローバリストたちの勝手な政策 に対する反対者となる。
- ・自立した個々人は、典型的には中小企業経営者を中心にした中産階級の中に存在する。
- ・だから、中産階級を解体するための諸施策を遂行……昨年来の中小企業潰し政策は典型。

③家族、私有財産、国家に対する思想的攻撃

- ・グローバリストたちは、自立した個々人という存在をなくすために、絆を切られてバラバラに解体された原子的(アトム的)個人の形成を目指してきた。
- ・家族、私有財産、国家を思想的に攻撃し続けてきた。 三者の価値を推奨すると、ファシスト、人種差別主義者、極右と攻撃してきた。
- ・その理屈は、マルクスの相棒であるエンゲルス以来、基本的に変わらない。

〈家族は女性差別、女性抑圧の根源である〉

〈私有財産は不平等を生み出す根源である〉

〈国家は不平等を固定化し国民を抑圧する装置だ、国家があるから戦争が無くならない〉

④いろいろな対立を持ち込み、分断する政策

- ・移民政策、LGBT 法、アイヌ新法、ヘイト法他 *資料2「本邦外出身者」という概念
- (3) グローバリストは本質的に共産主義者である
- ①国際金融資本家グループの中には、**根っからの共産主義者が昔から存在する**。
- ・プラトン以来存在する家族と私有財産を否定する共産主義の考え方。
- ②共産主義者とグローバリストは、現実的にも利害が一致する。
- ・ほんの一握りの金持ちと大多数の平等に貧しい大衆とに人々が分断された社会を目指す。

三、世界的に諸国家の独立が求められる

- ・日本は二重の独立……国際金融資本家からの独立 アメリカなど連合国の捕虜収容所から脱却し、国家となること
- ・その一番の鍵は、「日本国憲法」という名の捕虜収容所服務規程を憲法に取り換えること

参考文献

クレオン・スクーセン『世界の歴史をカネで動かす男たち』成甲書房、2005 年 ョラム・ハゾニー『ナショナリズムの美徳』東洋経済新報社、2021 年

副島隆彦『世界覇権の大きな真実』PHP 研究所、2021 年

副島隆彦『裏切られたトランプ革命』秀和システム、2021年

林千勝『ザ・ロスチャイルド』経営科学出版、2021年

ダグラス・マレー『西洋の自死』東洋経済新報社、2018年

すべてのヘイトに反対する会編『日本を滅ぼす欠陥ヘイト条例』展転社、2020年

小山常実他『市販本 検定合格 新しい公民教科書』自由社、2020年

小山常実『「日本国憲法」「新皇室典範」無効論』自由社、2016年

岡田正彦『大丈夫か、新型ワクチン』 花伝社、2021年

資料1、ワクチン・検査パッケージに関する資料

令和3年9月3日、新型コロナ感染症対策分科会配布資料 ワクチン接種が進む中で日常生活はどのように変わり得るのか? (案)

[V] "ワクチン・検査パッケージ"の活用(続き)

(3) "ワクチン・検査パッケージ"の適用

【基本的な考え方】

- ・ "ワクチン・検査パッケージ"を適用したとしても、マスク着用などの基本的な感染対策 を当分継続しつつ、 行動制限の緩和は段階的に状況に応じて進めること。
- ・感染リスクが高い場面・活動やクラスターが発生した際の重症者の発生や地理的なインパクトが大きい場面・活動に適用すべきこと。
- ・国や自治体が利用する場合には、事業者などの意見も聞いた上で適用すること。
- ・イベントなどでの適用にあたっては技術実証も活用すること。
- ○なお、以下のような場面・活動では"ワクチン・検査パッケージ"の適用が考えられる。 【感染によるインパクトが大きい場面・活動の例】
- ・医療機関や高齢者施設、障害者施設への入院・入所及び入院患者・施設利用者との面会
- ・医療・介護・福祉関係等の職場への出勤
- ・県境を越える出張や旅行
- ・全国から人が集まるような大規模イベント
- ・感染拡大時に自粛してきた大学での対面授業
- ・部活動における感染リスクの高い活動

【その他の場面・活動の例】

- ・同窓会等の久しぶりの人々と接触するような大人数での会食・宴会
- ・冠婚葬祭や入学式、卒業式後の宴会

【適用すべきか否か検討すべき場面・活動の例】

- ○百貨店等の大規模商業施設やカラオケなどでは基本的な感染対策を徹底することが重要である。なお、その従業員については適用するか否かについて検討する必要がある。
- ○飲食店については "ワクチン・検査パッケージ" や第三者認証をどのように活用するのかについて検討する必要がある。

【適用すべきではない場面・活動の例】

○参加機会を担保していく必要がある、修学旅行や入学試験、選挙・投票、小中学校の対面授業等については、基本的な感染防止策を講じることとして、適用すべきではないと考えられる。

令和3年9月9日 新型コロナウイルス感染症対策本部配布資料 ワクチン接種が進む中における日常生活回復に向けた考え方

参考 1

ワクチン・検査パッケージ (イメージ)

ワクチン・検査パッケージでは、ワクチン接種歴又は検査により、いずれかを確認して、 緩和措置の対象とすることを想定。ワクチンの効果は完全ではなく、接種しても感染し、 他の人に感染させる可能性もある。また、テスト結果が陰性でも感染していたり、 他の人 に感染させる可能性があることなど、ワクチン・検査パッケージの限界について も周知す ることが必要。

- 1) ワクチン接種歴
- ワクチン接種完了者であるかを確認
- 確認すべきものは、2 回接種した際の予防接種済証(将来的には電子化も視 野)
- 海外での接種者については、その国で発行された接種済み証
- 2) 検査
- 検査としては、主に PCR を推奨(抗原定性検査も想定) ※抗原定量検査、LAMP 法も利用可能であり、扱いは PCR に準ずる
- 民間検査機関で受検した結果も認める
- 抗原定性検査は国の医療機器の承認を受けた製品の結果のみを使用
- PCR は 72 時間以内、抗原定性検査は 24 時間以内の検査結果が有効
- 検査費用には、基本的に公費投入はしない
- 検査結果が陰性でも感染している可能性があるため、基本的な感染防止策の徹底を継続 <参考>検査ごとの整理

	PCR	抗原定性	(参考)抗原定量
精度	高い	体内ウイルス量が多 い	高い
		場合には高い	
無症状者への使用	使用可	推奨されていない	使用可
検査体制	機器等必要	キット等	機器等必要
所要時間	1 時間	15~30 分	30 分
使用検体	唾液等	鼻腔ぬぐい等	唾液等
有効期限	72 時間	24 時間	72 時間
費用	数万円~3 千円	数千円	数千円~1 万円
		※別途証明書発行費用	
		等が必要	

※今後、海外でのワクチン接種歴、既感染者の取扱い等を含め、引き続き具体化に向けて検 討

資料2 ヘイト法の「本邦外出身者」という概念について

(1)日本国民を差別するヘイト法

第3条 国民は本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するようつとめなければならない。

(2)日本国民を分断するヘイト法……国民が、一体、何種類になるのか分からない

・「本邦外出身者」である日本国民

日本人と外国から渡ってきた外国人との間に日本で生まれた日本国民も、「本邦外出身者」に当たるというのが、法務省の見解。

- ・であれば、日本生まれで日本国籍だとしても、「本邦外出身者」である日本国民がいることになる。
 - ①韓国・朝鮮から来た人及びその子供
 - ②韓国・朝鮮人と日本人との子供
 - ③中国から来た人及びその子供
 - ④中国人と日本人との子供
 - ⑤フィリピンから来た人及びその子供
 - ⑥フィリピン人と日本人との子供
 - ⑦アメリカから来た人及びその子供
 - ⑧アメリカ人と日本人との子供
 - ⑨その他、外国から来た人及びその子供
 - ⑩その他、外国人と日本人との子供
- ・しかも古代帰化人の子孫も「本邦外出身者」であるという見解のようだ。 いつ先祖が日本に渡って来たかを証明する必要はないということである。
 - ⑪小笠原諸島の欧米系の島民……150~160年前をたどると、イギリス人やアメリカ人などが先祖である島民が多数存在する。
 - 迎古代新羅から渡って来た人の子孫
 - 13古代百済から渡って来た人の子孫
 - (4)古代高句麗から渡って来た人の子孫
 - 15古代大陸から渡って来た人の子孫
 - ⑩近代に樺太などから渡って来たアイヌ系の子孫
 - ・もう訳の分からないことになっているが、こういうおバカな概念をこしらえて、法務省は古代帰化人の子孫まで「本邦外出身者」として認めようとしている。

すべてのヘイトに反対する会編『日本を滅ぼす欠陥ヘイト条例』28 頁参照

(3) 本邦出身者である日本国民……これもアイヌ、沖縄、本土で三区分

日本学術会議会長 梶田隆章 殿

「学問の自由」の侵害について日本学術会議の見解を問う公開質問状

国際歷史論戦研究所会長 杉原誠四郎

謹啓

日本学術会議におかれましては、日頃より日本の学術界を代表して「学問の自由」の尊重を標榜されていることに、国際歴史論戦研究所は敬意を表します。

さて、現在、その「学問の自由」を侵害する深刻な事案が国際的な規模で発生しております。ハーバード大学ロー・スクールのマーク・ラムザイヤー教授は、2020 年 12 月、
International Review of Law and Economics 誌に掲載予定の 'Contracting for Sex in the Pacific War'(太平洋戦争における性サービスの契約)と題する論文を電子版として先行して発表しました。この論文は、日本軍慰安所における業者と慰安婦の間の年季奉公契約を、経済学におけるゲーム理論の標準的なツールである「信頼できるコミットメント」概念を用いて分析した学術論文であり、査読等の通常の審査過程を経て同誌に採用されたものです。

ところが、今年1月、ラムザイヤー教授の論文の要旨が日本の新聞に紹介されると、これを知った韓国の慰安婦関係の団体などが反応し、アメリカ在住の韓国系の学者たちが主導してラムザイヤー教授を糾弾する動きが起こりました。そして、この論文の論旨に否定的な見解をもつ学者が連名で論文の「撤回」を要求する呼びかけを行い、世界的規模で署名を集めています。署名数は 5 月 11 日現在、3,665 にものぼるとされています。('Letter by Concerned Economists Regarding "Contracting for Sex in the Pacific War" in the *International Review of Law and Economics*))

そればかりではありません。ラムザイヤー教授に対しては、論文の論旨とは関係のない個人攻撃・人格攻撃が公然となされ、主に韓国から多数のヘイト・レターが送付され、教授の生命を狙う脅迫状(death threats)までもが送りつけられています。一篇の学術論文を書いただけで、学者が生命の危険にさらされるとは、まさに全体主義の風潮そのものであり、自由な社会において断じて許されるものではありません。

そもそも、ラムザイヤー教授は、法と経済の分野で国際的にも知られた第一級の研究者であり、多数の著書が日本語にも翻訳されています。幼少期から日本に在住し、日本の小学校を卒業した教授は、日英両語を自由に駆使し、日本を対象とした研究を多数発表してこられました。

日本の慰安婦問題については、最近の動向に反応して時事的に発言したなどというものではなく、ラムザイヤー教授は 1991 年に発表した論文以来、複数の論文で日本の公娼制度とその延長上にある日本軍慰安婦の労働契約をテーマとして取り上げ、同じ一貫した学問的フレームワークで研究を進めて来られました。今回の論文以前には、このような反対の動きは何も起こりませんでした。

いかなる論文についても、それに対する批判は自由です。しかし、論文に対する批判は論文によってなされるべきであり、趣旨に反対であるからといって、特定の論文の存在自体を、数を頼んで抹殺するよう要求することは、当該研究者の「学問の自由」を著しく侵害する許されない行為であるばかりでなく、自由な議論を通じて真理を追究するという学問研究のルールを真っ向から否定するものです。それによって、学問研究自体の存立基盤そのものを奪うことになります。

この事案は、アメリカ人の学者が遭遇した問題であり、日本とは関係がないというわけには参りません。学問研究の世界はグローバルな学問共同体によって担われているのであり、一国単位の閉鎖的な発想で事案に対処することは許されません。特に、ラムザイヤー教授の論文は他ならぬ戦前の日本社会を対象としており、日本人として無関心ではいられません。その意味で、この問題はどのような分野のどのような立場の研究者にとっても、避けて通ることのできないものです。

私ども、国際歴史論戦研究所は、以上のような観点から、本年4月24日に緊急シンポジウム「ラムザイヤー論文をめぐる国際歴史論争」を主催しました。シンポでは、10名の研究者が登壇して発言し、「学問の自由」の侵害と言論封殺の流れに抗する一石を投じました。シンポジウムにビデオで登壇したラムザイヤー教授は、「あまりの強い攻撃にさらされると、ひょっとして自分は間違っているのではないかという思いにとらわれることがある」と告白し、「学問の自由がいかに大切か、友達がいかに大切かを学んだ」と発言しています。

日本政府もこの件につき、すでに見解を表明しております。すなわち、本年 3 月 22 日、 有村治子議員が参議院文教科学委員会でラムザイヤー教授が迫害に遭っている問題状況に 関して質問したのに対し、萩生田光一文部科学大臣は、「研究者が外部から干渉されること なく、自発的かつ自由に研究活動を行い、その成果を自由に発表することは尊重されるべき」 であると明確に答弁しています。

日本学術会議におかれましても、このような「学問の自由」の侵害や学問研究の存立根拠そのものを奪う事態については当然、大きな関心を払い、一定の危機感を共有していることと信じます。日本学術会議は、平成25年(2013年)に声明文「科学者の行動規範」を発表し、「科学者は、学問の自由の下に、特定の権威や組織の利害から独立して自らの専門的な判断により真理を探究するという権利を享受すると共に、専門家として社会の負託に応える重大な責務を有する」としています。今回のラムザイヤー教授に対する論文撤回署名運動は、まさに日本学術会議が掲げておられる「科学者としての行動規範」を反古にする行為ではないでしょうか。

しかしながら、いままでのところ、この案件に関して、日本学術会議がどのような見解を お持ちなのか、何の声も聞こえて参りません。日本の学術研究の世界を代表し、国費によっ て賄われる公的機関である日本学術会議が、「学問の自由」に関わるこのような深刻・重大 な事案について沈黙し続けるなら、その存在意義を疑われることにもなりかねません。

以上のような趣旨から、この際、日本学術会議としてのこの事案に対する見解を明確にしていただきたく、以下の質問について、6月末日までにご回答賜りますようお願い申し上げます。

- 【質問1】日本学術会議の「学問の自由」に関わる一般的姿勢についてお伺いします。学術共同体の真理探究の方法として、学術論文として表明された学説に対する批判は、①学術論文を通した反論によって遂行されるべきであると考えますか。それとも、②反対者の人数や外部からの圧力によって撤回を強いて異説を封じるという形態も、学術共同体の真理探究の方法として、認容されるとお考えですか。(本質問に関して明白なご回答をいただけない場合、日本学術会議は②を拒絶されないものと理解されます。)
- 【質問2】前項の質問へのご回答は今回のラムザイヤー論文に対しても適用されると考えてよろしいでしょうか? もし異なる場合は、今回のラムザイヤー論文においていかなる特殊事情があるのか、ご明示ください。(本質問に関して明白なご回答をいただけない場合、日本学術会議は恣意的な二重基準をも否定しない機関であるものと理解されます。)
- 【質問3】論文の撤回要求という「学問の自由」の根本に関わる、本事案に関して、今まで日本学術会議として何の見解も表明してこなかったのは、いかなる事情によるものでしょうか。

ご回答いただきましたのち、ご回答を公表させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

敬白

<追伸1> ご参考までに、ラムザイヤー教授の論文と弊所主催のシンポジウムの関連 資料を別便でお送り申し上げます。なお、ラムザイヤー論文をめぐる問題についての情報は、 弊所のホームページ(「国際歴史論戦研究所」で検索)をご参照下さい。

<追伸2> 本状の写しを、以下の各機関・団体にもお送りしますので、お含みおき下さい。

内閣総理大臣 内閣官房長官 文部科学大臣 自由民主党 ほかすべての国政政党 衆参すべての国会議員 国立大学協会 公立大学協会 私立大学協会 大学基準協会

東京大学 大阪大学 東北大学 九州大学 北海道大学 一橋大学 神戸大学 早稲田 大学 慶應義塾大学 広島大学 青山学院大学 中央大学 獨協大学 同志社大学 学習 院大学 國學院大学 国士舘大学 明治学院大学 立教大学 西南学院大学 桐蔭大学 成城大学 関西大学 成蹊大学 麗澤大学(以上は、ラムザイヤー教授が講義・プレゼンテーションを行ったことのある大学)

朝日新聞 読売新聞 産経新聞 毎日新聞 日本経済新聞 東京新聞 共同通信 時事 通信 NHK 日本テレビ TBS フジテレビ テレビ朝日 テレビ東京 東京 MX テレビ 日本学術会議会長 梶田隆章 殿

新事実を踏まえ「学問の自由」の侵害について再度日本学術会議の見解を問う 公開質問状

国際歴史論戦研究所会長 杉原誠四郎

謹啓

盛夏の候、日本学術会議会員各位におかれましては、ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、私ども国際歴史論戦研究所は、本年 6 月 3 日付けで、日本学術会議梶田隆章会長宛に「学問の自由」の侵害についての見解を問う公開質問状を送付し、同日、記者会見の場で公表しました。これは、米国ハーバード大学ロー・スクールのマーク・ラムザイヤー教授の論文、'Contracting for Sex in the Pacific War'(太平洋戦争における性サービスの契約)に対し、署名を集めて撤回要求を突きつけるという事案が発生しており、これはまさしく「学問の自由」の侵害に当たるのではないかとの疑問から、6 月末日を期限として日本学術会議の正式見解を問うたものです。質問の内容は次の 3 点でした。

【質問1】日本学術会議の「学問の自由」に関わる一般的姿勢についてお伺いします。学術共同体の真理探究の方法として、学術論文として表明された学説に対する批判は、①学術論文を通した反論によって遂行されるべきであると考えますか。それとも、②反対者の人数や外部からの圧力によって撤回を強いて異説を封じるという形態も、学術共同体の真理探究の方法として、認容されるとお考えですか。(本質問に関して明白なご回答をいただけない場合、日本学術会議は②を拒絶されないものと理解されます。)

【質問2】前項の質問へのご回答は今回のラムザイヤー論文に対しても適用されると考えてよろしいでしょうか? もし異なる場合は、今回のラムザイヤー論文においていかなる特殊事情があるのか、ご明示ください。(本質問に関して明白なご回答をいただけない場合、日本学術会議は恣意的な二重基準をも否定しない機関であるものと理解されます。)

【質問3】論文の撤回要求という「学問の自由」の根本に関わる、本事案に関して、今まで日本学術会議として何の見解も表明してこなかったのは、いかなる事情によるものでしょうか。

その後、本件について加藤勝信内閣官房長官は6月4日の記者会見において、公開質問状に関する記者の質問に答え、「日本学術会議法および日本学術会議会則によりますと、学術会議がその目的を遂行するために特に必要と考える事項について意見等を発表すること、とされており、その必要性も含めて、日本学術会議において適切にご判断されるべきもの」とコメントしました。

しかるに、日本学術会議から回答の気配がなく、回答期限の6月30日、研究所のメンバーが電話で日本学術会議事務局に問い合わせたところ、「個別の質問には回答しない」との説明でした。そして、参考として、6月24日の日本学術会議の記者会見において本事案に関係した小林傳司幹事のコメントを「口頭」で読み上げる形で内容を伝えられました。読み上げられたコメントの全文は以下のとおりです。(ただし、これは日本学術会議のホームページにも公表されていません。)

【今月 [6月] の4日に官房長官が記者会見において、従軍慰安婦問題に関するアメリカのハーバード大学のラムザイヤー教授の論文に対しての活動、それについて学術会議の対応はどうなっているのかについての質疑がなされた時に、官房長官としては学術会議として適切に判断されるだろうというふうにご発言されました。それで、学術会議としても一言申し上げておきたいと思います。

当然、本件に関して議論があることは承知しております。また、この論文が掲載された学術雑誌が expression of concern を表明するというような文章を出しておりまして、ラムザイヤー教授の論文の歴史的な証拠というデータの扱いについて再検討をするということを述べておりました。そういう意味でこの問題が学術の観点から検討されるべきだと私どもは考えておりますが、正にこのプロセスに今入っているのだという風に理解しています。

日本学術会議といたしましては、平成25年に改訂版を出しました声明「科学者の行動規範」に表明した考え方を堅持しておりますし、その観点で学術的に扱われることを期待しております。】

以上が、私どもが公開質問状を提出して以来の経過です。以下、こうした事態についての 当研究所の見解を述べることとします。

第一に確認すべきことは、当研究所の公開質問状に対して、回答しない旨の通知も含めて、直接には一切の回答がなかったということです。本件は「学問の自由」という自由社会の根本に関わる問題であります。これを国費で賄われている日本学術会議が、たとえ民間団体であろうと公開質問状を出した団体に回答しないのは不当であり、不誠実だと言わなければなりません。

第二に確認すべきことは、当方の公開質問状に関係して、上記日本学術会議の記者会見における一幹事のコメントの中で、「この問題が学術の観点から検討されるべきだと私どもは考えております」としながらも、ラムザイヤー論文に対して不当な撤回署名運動が行われ「学問の自由」が侵されていることについては一切言及されていないことです。

従って、私どもの【質問 1】の () 書きにあるとおり、「反対者の人数や外部からの圧力によって撤回を強いて異説を封じるという形態も、学術共同体の真理探究の方法として、認容される」との考えを、日本学術会議は否定していないことになりますが、それは許されることでしょうか。

第三に、日本学術会議にとって重要な事実をここで公開します。それは、日本学術会議連携会員の中に複数名、ラムザイヤー論文への撤回要求運動に賛同し、署名している研究者がいることです。 'Letter by Concerned Economists Regarding "Contracting for Sex in the Pacific War" in the International Review of Law and Economics'の Web サイトに掲載された署名者のリストを調べた結果、日本学術会議連携会員で署名したのは、次の3氏であることが判明しました(掲載順、敬称略)。

- · 駒澤大学教授 姉歯暁
- · 東京大学教授 松島斉
- ·明治大学教授 西川伸一

日本学術会議連携会員は、日本学術会議法第十五条第二項の定めにより、日本学術会議会 長が任命した者です。さらに日本学術会議会則の第十五条には、手当を給付することも定め られています。

日本学術会議が学術論文の撤回要求運動を明確に否定せず、上記のとおり事実上黙認する態度に出たのは、会長が任命した日本学術会議の連携会員の中に学術論文の撤回要求運動に参加している者がいることを踏まえたからではないかと推測されます。もしそうだとすれば、日本学術会議は学術論文の撤回要求運動に加担していることになります。これは国費で賄われている日本学術会議として決してあってはならないことです。

第四に、上記の日本学術会議のコメントによると、日本学術会議は「科学者の行動規範」の考え方を堅持しているにもかかわらず、日本学術会議が他方で論文の撤回要求運動に加担しているとしたら、上記行動規範の冒頭に置かれた「科学者は、学問の自由の下に、特定の権威や組織の利害から独立して自らの専門的な判断により真理を探究するという権利を享受する」という規定に反することになります。さらに、同規範第10条で定める、「他者の知的成果などの業績を正当に評価し、名誉や知的財産権を尊重する」にも明らかに反します。

以上 4 点を踏まえて、まだご回答をいただいていない前記 3 項目に加え、次の追加質問についてもお答えいただきたく、再度公開質問状として送付し、公開します。

【追加質問】上記3人の連携会員に関して、事実関係を調査の上、①除名等の適切な処分を行うこと、②論文撤回要求に対して日本学術会議として明確な非難声明を出すこと、③上記①②に関し日本学術会議のホームページ等を通じて一般に文章で公開すること、が必要であると考えますが、その意思はありますか。

以上の質問に対し、7月末日までに明確なご回答をいただきたく、お願い申し上げます。

もし、「学問の自由」を守る立場に立った適切なご回答をなされないか、または回答そのものを行わないという形で「学問の自由」を蔑ろにされる場合には、日本学術会議が国費で賄われる公的機関として全くふさわしくないと判断せざるを得ないことになります。その場合には、極めて遺憾ながら、わが国の学術研究において真の「学問の自由」を取り戻すために、日本学術会議の廃止の必要も各方面に訴えていかざるを得ません。

なお、この公開質問状は、前回にならって、関係各機関に送付します。

以上、よろしくお取り扱い下さいますようお願い申し上げます。

敬白

「学問の自由」の侵害を黙許し続ける日本学術会議への 監督責任を問う公開意見書

国際歷史論戦研究所会長 杉原誠四郎

謹啓

処暑のみぎり、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。菅内閣におかれましては、 日々の政務を通して、日本の学術振興にも積極的に取り組まれていることに、国際歴史論戦 研究所は心より敬意を表します。

さて、私ども国際歴史論戦研究所は、本年6月3日付けで、日本学術会議梶田隆章会長宛に「学問の自由」の侵害についての見解を問う公開質問状を送付し、同日、記者会見の場で公表しました。これは、米国ハーバード大学ロー・スクールのマーク・ラムザイヤー教授の論文、 'Contracting for Sex in the Pacific War' (太平洋戦争における性サービスの契約)に対し、署名を集めて撤回要求を突きつけるという事案が発生しており、これはまさしく「学問の自由」の侵害に当たるのではないかとの疑問から、6月末日を期限として日本学術会議の正式見解を問うたものです。

6月4日の記者会見にて、本件について加藤勝信内閣官房長官は記者の質問に答え、「日本学術会議法および日本学術会議会則によりますと、学術会議がその目的を遂行するために特に必要と考える事項について意見等を発表すること、とされており、その必要性も含めて、日本学術会議において適切にご判断されるべきもの」と、わざわざ対応の根拠となる法規を示しながらコメントされました。しかしながら、日本学術会議からは、私どもの質問には、形式上も、実質的にも、何の回答もありませんでした。

ところが、その後、日本学術会議の連携会員3名(駒澤大学教授 姉歯暁、東京大学教授 松島斉、明治大学教授 西川伸一〈敬称略〉)が、当該論文撤回要求運動に賛同して署名をしているという重大な新事実が判明しました。そこで、7月9日、再度、日本学術会議の当該 論文撤回要求運動に対する見解と、署名した連携会員3名の処分についての意向を問う公 開質問状を送付し、同日、記者会見の場で公表しました。こちらは7月末日を期限としましたが、前回同様全〈回答がありませんでした。(以上二回の公開質問項目は末尾に付記いたします)

一方、日本政府はこの件につき、すでに見解を表明されています。すなわち、本年3月22

日、有村治子議員が参議院文教科学委員会でラムザイヤー教授が論文撤回要求という圧力を受けている問題に関して質問したのに対し、萩生田光一文部科学大臣は、「研究者が外部から干渉されることなく、自発的かつ自由に研究活動を行い、その成果を自由に発表することは尊重されるべき」と明確に答弁しています。

これに対し日本学術会議は、一連の経緯が示すように、国費で賄われている日本国の一機関であるにもかかわらず、この論文撤回要求運動という明らかに「学問の自由」を侵害する行動に対して明確な非難の意思を示さないのみならず、日本学術会議連携会員が、論文撤回要求運動に参加することをも黙許しているのです。これは明らかに上記の萩生田光一文部科学大臣の答弁、さらには加藤勝信官房長官のコメントの趣旨に反しています。

日本学術会議連携会員は、日本学術会議法第十五条第二項の定めにより、日本学術会議会長が任命した者です。さきに日本学術会議は、みずからが推薦した会員候補の一部が総理から任命されなかったという件で、「学問の自由」の侵害という観点から大いに世論を喚起しました。一方、自ら任命した連携会員が「学問の自由」を侵害する論文撤回要求運動に賛同署名しているという、「学問の自由」にとって圧倒的に重大な問題に対しては、日本学術会議は沈黙しているのです。これは、まさに価値判断を倒錯した愚行であり、日本学術会議は身内の利権のためにのみ「学問の自由」を掲げる羊頭狗肉の団体であると断じざるを得ません。

日本学術会議は、内閣総理大臣の所轄の下にあります。また、連携会員を任命する日本学 術会議会長は会員間の互選で選ばれますが、その日本学術会議会員は内閣総理大臣が任命 した者です。以上のことから、総理大臣には、明らかに、日本学術会議に対して監督責任が あります。

日本学術会議が、「学問の自由」の侵害を黙許しているというこの事実を踏まえ、わたく しども国際歴史論戦研究所は、以下のような処分を検討すべきであると考えます。今後の施 策に生かして頂くことを希望し、公開意見書といたします。

- 1. 日本学術会議がラムザイヤー論文撤回要求運動に対して明確な非難声明を出すよう指導する
- 2. 日本学術会議が当該論文撤回要求運動へ賛同署名をした連携会員の除名等の処分を 行うよう指導する
 - 3. 日本学術会議を国の機関としては廃止する(民営化)

なお、二回の公開質問の内容は次の通りです。

○日本学術会議への公開質問① (令和3年6月3日送付)

【質問1】日本学術会議の「学問の自由」に関わる一般的姿勢についてお伺いします。学術共同体の真理探究の方法として、学術論文として表明された学説に対する批判は、①学術論文を通した反論によって遂行されるべきであると考えますか。それとも、②反対者の人数や外部からの圧力によって撤回を強いて異説を封じるという形態も、学術共同体の真理探究の方法として、認容されるとお考えですか。(本質問に関して明白なご回答をいただけない場合、日本学術会議は②を拒絶されないものと理解されます。)

【質問2】前項の質問へのご回答は今回のラムザイヤー論文に対しても適用されると考えてよろしいでしょうか? もし異なる場合は、今回のラムザイヤー論文においていかなる特殊事情があるのか、ご明示ください。(本質問に関して明白なご回答をいただけない場合、日本学術会議は恣意的な二重基準をも否定しない機関であるものと理解されます。)

【質問3】論文の撤回要求という「学問の自由」の根本に関わる、本事案に関して、今まで日本学術会議として何の見解も表明してこなかったのは、いかなる事情によるものでしょうか。

○日本学術会議への公開質問②(令和3年7月9日送付)

【追加質問】上記3人の連携会員に関して、事実関係を調査の上、①除名等の適切な処分を行うこと、②論文撤回要求に対して日本学術会議として明確な非難声明を出すこと、③上記①②に関し日本学術会議のホームページ等を通じて一般に文章で公開すること、が必要であると考えますが、その意思はありますか。

以上の通りですのでよろしくお願い申し上げます。

<追伸>

過去二回、日本学術会議に向けてお送りした公開質問状の全文も同封してお送りいたします。

日本学術会議会員 各位

国際歴史論戦研究所会長 杉原 誠四郎

「学問の自由」に関するアンケートのお願い

謹啓

麦秋の候、貴職におかれましては、ご清栄のこととお慶び申し上げます。

世界に向けて日本の学術研究を代表する唯一の公的機関である日本学術会議の会員として、ご尽力いただいておりますことに敬意を表します。

さて、今年に入ってから、学術研究と「学問の自由」をめぐって看過できない事案が起こっております。この件につき、貴職のご見解をうかがいたく、お願い申し上げます。

米国ハーバード大学ロースクールのマーク・ラムザイヤー教授は、 'Contracting for Sex in the Pacific War'(太平洋戦争における性サービスの契約)と題する論文を執筆し、国際的な学会誌 *International Review of Law and Economics* に投稿し、査読などの手続きを経て、昨年12月、インターネット上に先行して掲載されました。

ところが、今年の2月ころから、この論文が日本軍の慰安婦をあつかったものであり、慰安婦が性奴隷であったことを否定する論文であるとして韓国の国内から批判が沸き起こりました。その後、コリアン系の学者が主導して、この論文を撤回せよとの運動が世界的に広がり、賛同した署名者は人文・社会系の学者3000人を超えるまでになりました。

しかし、自然科学系であると人文・社会系であるとを問わず、学会誌に掲載された論文への批判は、別の論文によってなされるべきであり、数を頼んだ圧力や、身体に危害を加えるかのような脅しによって撤回を求めるなどの行為は、明白な「学問の自由」の侵害であり、決して許されないものであると考えます。

当研究所はこの件につき、日本学術会議会長あてに二度にわたって公開質問

状をお送りいたしましたが、残念なことに何の回答もいただけませんでした。 そこで、日本学術会議の個々の会員のご見解をうかがいたく、アンケートのお 願いを差し上げた次第です。

以上の経過につき、別紙参考資料を必要に応じてご参照いただき、私どもの 下記の質問にご回答賜りたく、お願い申し上げます。

記

1、自然科学系であろうと人文・社会系であろうと、学会誌に掲載された論文への批判は学術または言論の場で行われるべきであり、論文の撤回を要求するのは「学問の自由」を侵害するものであると考えますが、この考えにご賛同いただけるでしょうか。YES または NO でお答え下さい。

2、日本学術会議は、このような問題につき見解を表明すべきであると考えますが、この考えにご賛同いただけるでしょうか。YES または NO でお答え下さい。

ご回答は同封のはがきをお使い下さい。その他、この件につき、自由にご見識をお聞かせいただくこともありがたく、歓迎いたします。締めきりは9月30日とさせていただきます。

このアンケートについてご質問などがございましたら、下記までお問い合わせ下さい。

112-0005 東京都文京区水道 2-6-3 国際歴史論戦研究所

以上、よろしくお願い申し上げます。

季節の変わり目につき、ご健康に留意されますようお祈りいたします。

謹白

日本学術会議会員宛「学問の自由」に関するアンケート に対する回答

東京大学 大学院 理学系研究科 教授

「学問の自由」とは全く関係ない内容ですが(それを理由に賛同するわけではありません)、論文の取り下げはその論文の中で故意な間違った記述、すなわち間違っていることを知りながらそれを意図的に正しい事として記述した場合は論文を取り下げるべきですが、本件において「見解の違い」であることを理由に論文掲載を取り下げることはあってはなりません。「学問の自由」議論ではなく、「学問のあるべき姿」を壊すこと、すなわち「十分な調査をもとに論文を記述し、peer-reviewを受けた」論文の掲載中止はそれに反論するだけの学術的な調査と証拠が提示されない限り、許されることではありません。

YES 賛同します

東京大学 法学部 教授

アンケート、残念ですが、1.2ともに「否」と答えざるをえません。 私自身は、ラムザイヤー先生のご論文、産経にのった要旨を見た限りでは 穏当な見解と思い、撤回を求めるなんてバカげていると考えます。

しかし、撤回運動がラムザイヤー先生の「学問の自由」を侵害している、 とまでは言えないと思います。人格攻撃はむしろ法的手段に訴えて対処す べき事柄ですし、歴史解釈をめぐる論争に学術会議が介入するのは、それ こそ「学問の自由」の侵害にもなりかねません。

ラムザイヤー先生に対する攻撃を憂慮する気持ちは、私も同感なのですが、大事なのは学術会議に文句をつけることよりも、ラムザイヤー先生にご発言の機会をたくさん提供し、サポートすることではないでしょうか。

(差出人不明)

1. NO

内容に誤りや問題点のある論文等に対して retract を提言・勧告することは 分野によらず時として行われてきていることである。

2. NO

1からの帰結。一般論として述べている。

これに、

韓国の市民団体

や米国在住の韓国系の学者

報酬を得ていたと記した。 や日本で働く女性より高い 戦地で働く代償として朝鮮

いて、3日時点で声明や談 氏の論文をめぐる問題につ

る。国費で運営される学術

民への責任だ」と訴えた。 会議が行動を起こすのは国 学術会議はラムザイヤー

話などを発表していない。 間状では見解を明らかに

13版

とを前提に業者との契約を 分析した学術論文を発表。

慰安婦が公娼だったこ

合

民間団体学問の自由侵害「沈黙

ラムザイヤー氏は昨年12 問題をめぐり、保守系の民間団体「国際歴史 回を要求するなど非難活動が展開されている を同日付で送ったと明らかにした。 会議が沈黙を守っているとして、公開質問状 の自由が侵されている状況について日本学術 授)が3日、都内で記者会見を行った。学問 論戦研究所」 ード大のマーク・ラムザイヤー教授に論文撤 慰安婦の「性奴隷説」を否定した米ハーバ (会長・杉原誠四郎元城西大教 らが性奴隷説の否定だと問

末までの回答を求めた。 侵害する」とも強調。6月 名誉に関わることが事実 の『学問の自由』を著しく 杉原氏は会見で「日本の 暴力で否定されてい

署名活動などを行ってい 題視し、論文撤回を求める 術論文への批判の在り方と う要求することは、研究者 べき。特定の論文の存在 判は論文によってなされる れるか」とただした。 を、数を頼んで抹殺するよ 撤回を強いる形態も許容さ していない理由を尋ね、 して「外部の圧力によって また、「論文に対する批

22

産経新聞 総合 5面 令和3年 (2021年) 7月10日(土)

(右)ら―9日午後、日本戦研究所の藤岡信勝理事記者会見に臨む国際歴史論

文撤回を求める声明に署名

住の韓国系の学者らが「性

奴隷説を否定した内容だ

ていたことを明らかに



9日の記者会見で、日本学 ラムザイヤー教授に論文の 問題で、保守系民間団体 否定した米ハーバード大の 術会議の連携会員3人が論 撤回運動が展開されている 国際歴史論戦研究所」は 慰安婦の「性奴隷説」を 問状を学術会議に送った。 の除名処分を求める公開質 約を分析した学術論文を発 ことを前提に、業者との契 月、慰安婦が公娼であった 表した。これに対し、米在

た。研究所は9日付で3人 と批判し、論文撤回を求め る署名活動を行っている。 らない」と批判。 会見で「数を頼んで論文を 撤回させるやり方は学問的 ルールに反し、あってはな 研究所の藤岡信勝理事は

回答はなかったという。

回しろ』といったら学問的 批判はやるべきだが、 研究は世の中に存在しなく

研究所は6月3日に理由を 声明などを出していない。 議に出したが、期限までに 尋ねる公開質問状を学術会 害されている問題について イヤー氏の研究の自由が侵 成する。学術会議はラムザ が任命し約2000人で構 なる」と訴えた。 連携会員は学術会議会長

產經新南 2021.8.17 (%面)

♥米論文めぐり「沈黙の学術会議、廃止を」

慰安婦の「性奴隷説」を否定した米ハーバード大のラムザイヤー教授に論文撤回を求める運動が展開されている問題をめぐり、研究者らでつくる「国際歴史論戦研究所」は16日、東京都内で記者会見し、日本学術会議が「学問の自由」に関する重大問題に沈黙しているとして、菅義偉首相宛ての意見書を公表し、会議を国の機関としては廃止し、民営化するよう提言した。

日本学術会議の許しがたい二重基準(白川司)

【日本学術会議の沿革】

1949 年 日本学術会議法施行。内閣総理大臣の所轄、会員選出方式は公選制、日本学士院は日本学術会議に付置。

1950年 吉田首相に対して日本学術会議創設の由来、趣旨、目的と任務に照らして従来どおり総理府の機関として存置されるよう申し入れ。

同年 「戦争を目的とする科学の研究は絶対にこれを行わない」旨の声明を発表

1953年 総理大臣所轄の国の機関として現状を変更すべきでないとする要望を総会で採択

1956年 日本学士院が日本学術会議から分離・独立

1967年 「軍事目的のための科学研究を行わない声明」の発表

1980年 アメリカの工学アカデミーを範として独創的・革新的科学技術に発展を図るための機構として「日本工学アカデミー構想 |を打ち出す

1981年 中山総務長官が衆議院科学技術委員会で、日本学術会議が会員以外の科学者を国際会議に派遣しているには不当であり、また会員の公選制には疑義があると発言

同年 中山長官が記者会見にて、会員選挙制度など学術会議の制度改革の早急な実現、会員 以外の科学者の国際会議への派遣の停止等の方針を強調

1982年 自民党内に設けられた『日本学術会議改革問題特別委員会』(中山委員会)は、『日本学術会議改革の基本方針についての中間提言』を公表(民間組織移行、国の機関として存続しても選挙制の廃止など)

1984年 日本学術会議法の一部を改正。会員選出方式は学協会を基盤とする推薦制に

2001年 中央省庁等改革基本法施行。日本学術会議については、総務省に置くものとするが、総合科学技術会議において、その在り方を検討

2003年 中央省庁等改革基本法に基づく総合科学技術会議の最終答申「日本学術会議のあり方について」で、10年以内に適切な設置形態の在り方を検討することに

2017年 「軍事的安全保障研究に関する声明」を発表

2018年 北海道大学が防衛装備庁の安全保障技術研究推進制度による研究資金(「水の抵抗を減らし船の燃費改善と高速化を目指した研究」)を辞退(日本学術会議の圧力と言われる) 2020年 任命拒否問題(菅義偉首相)

【日本学術会議会員の選出方法の変遷】

- (1) 1949 年から 1984 年まで
- ・分野別に7部に分かれており、それぞれ30名、計210名を選出。
- ・立候補によって、部・専門・地方別に候補が登録される。
- ・有権者である各研究者がはがきで投票する直接選挙。
- ・任期は3年で全員改選。

再任回数は無制限。

<問題点>

※学会や研究室の束縛が強く、特定候補に投票させる圧力があったという証言がある。 ※共産党員かシンパの「オーガナイザー」が人事に強い影響を与えた。

(2)1984 年から 2005 年まで

- ・(1)の方式のうち、「直接選挙」から「日本学術会議外からの推薦→日本学術会議で選別」 の二段階に変わる。
- ・「登録学術研究団体」の資格を持つ学会が、日本学術会議側に候補者を提出。
- ・同学会が推薦人を提出して、推薦人が「候補」を選出。
- ・内閣総理大臣に推薦されて任命。

<問題点>

※登録団体の選び方が不透明。

(3) 2005 年から現在

- ・「コ・オプテーション方式」による選出方法。
- ・会員を補佐する2000人の「連携会員」が加わる。
- ・会員任期は6年・再任なし、連携会員は6年・2回の再任が認められる。
- ・現役の会員と連携会員が「優れた研究又は業績がある」科学者から会員候補2名まで推連 携会員候補をあわせて5名までを推薦。
- ・3年ごとに半分(105名)を改選。
- ・選考委員会・分科会が選考。

<問題点>

※会員は再任されないが、連携会員を3期勤めれば、最大24年間、日本学術会議に所属できる。

【任命拒否問題の推移】

- 1. 安倍政権による任命権の確保の動き
- (1) 2016年、安倍官邸は「定員 105 名より多めの人数を推薦せよ」と要請。
- (2) 2017年、日本学術会議側が110名の推薦者と希望する105名を提示。
- (3) 官邸側の「選択」はなかったものの、(1)と(2)のあいだで官邸側の意見を斟酌する余地を認めていた。
- 2. 菅政権による「任命拒否」の意味
- (1) 日本学術会議側は定員ぎりぎりの 105 名を推薦し、菅官邸に任命拒否できる余地を与えなかった。

- (2) 菅官邸は 105 名のうち 6 名の任命を見送り。
- →両者の見方の違い。
 - ① 日本学術会議側は事前の要請がなかったので、官邸が拒否しないものとしてぎりぎりの人数を推薦。
 - ② 官邸側は5名の「拒否枠」があるものと考えていたが、前回の決定を翻した=けんかを売ってきたので、あえて5名に1名を上乗せした6名の任命を見送った=けんかを買った。

【日本学術会議の問題点】

<日本学術会議の二重基準の例>

- ・「学問の自由」を主張するのに、軍事研究に関わると考える研究は時には暴力的に中止を 求める。
- ・政治家は法律を守らなければならない、学者は守らなくても良い。
 - =特権意識
- ・日本の安全保障に関わる技術研究には制限を設けながら、中国の軍事に関わる技術研究に は進んで協力する。
 - =戦後の「日本性悪説」をひきずる。
- ・日本政府の行動を縛るのを善としながら、中国の行動を縛ることを悪とする。
 - =「日本は敗戦国」の固定化。
- ・日本の軍事力は悪、中国の軍事力は善。
 - =アジアで他国は侵略する可能性があるのは日本だけと考える。
- ・ラムザイヤー論文も自分たちの「政治信条=共産党の立場と同じもの」と合わなければ反対。
- ・政権には「憲法を守れ」と言う一方で、憲法が認める侵略に対する自衛戦争を否定する。 = 典型的なご都合主義。
- ・国民から選挙で選ばれている議員の代表である首相の任命権を否定し、選挙で選ばれていない自分たちの任命権を絶対的なものと考える(民主主義の否定)。

<なぜ二重基準を発動するのか>

- ・学者は政治家より上の存在だと見ている。
- =川勝平太・静岡県知事の「教養の程度が知れた」発言。
- ・日本学術会議内で「戦後病」*を引きずっている。
- ※「日本政府の自由度を高める→政府は戦争をしたがっている→日本が戦争に巻き込まれる」という戦後の短絡的な反戦思想。
- ・戦前の日本を「日本のすべて」だと考えて、戦前までのすべてを否定したがる。
- →共産党の立場が戦後日本の正統的な思想だと考えている。

教科書検定と「言論の自由」の封殺

令和3 (2021)年10月3日 国際歴史論戦研究所主催シンポジウムにて 藤岡 信勝

●令和元年度文科省「不正検定」事件の概要

【教科書検定問題 50年間の変遷】

- 1970 年代 家永訴訟で 1970 年の東京地裁杉本判決以後の検定無力化の進行
- 1980年代 外圧検定の制度化(近隣諸国条項の制定)と新編日本史追加検定事件
- 1990年代 従軍慰安婦問題の捏造と保守側の教科書改善運動の開始 (1997年)
- 2000年代 つくる会教科書誕生、「従軍慰安婦」記述の一掃
- 2010年代 左翼陣営の反転攻勢開始 ホップ・ステップ・ジャンプの3段階で進行
 - ①2014年度 学び舎の検定合格 「学習指導要領の枠に沿わない」教科書の許容
 - ②2016年度 「一発不合格」制度導入
 - ③2019 (令和元) 年度 自由社歴史教科書の「一発不合格」処分、「従軍慰安婦」復活

【自由社への「不正検定」告発の3段階】

- 2019.12.25 『新しい歴史教科書』の「一発不合格」確定 ★資料 A、B
- ①第1段階 2020.2.21 つくる会、記者意見で公表→100件 20.5『教科書抹殺』
 - (ア)検定意見の誤り、(イ)前回検定との不整合、(ウ)前回他社への検定との比較
- ②第2段階 2020.6~2021.3 ダブルスタンダード検定判明→31件
 - 21.6『教科書検定崩壊!』
- ③第3段階 2021.8入手 他社の訂正申請(分析中)★資料C
 - (ア)事実の誤り (イ) 誤記・誤植・脱字 (ウ) 事情変更 (エ) 記述の改善
 - (a) 訂正申請件数の異常な数→自由社の検定意見の多さを際立たせるための演出
 - (b) 当然検定意見を付けるべきケースが半数以上、自由社以外への大甘検定の証拠
 - (c) 自由社につけた検定意見を他社には付けていないことが判明(新規ダブスタ事例)

【国家賠償請求訴訟の提起】

2021.9.21 国家賠償請求訴訟提訴(原告・自由社) 事例 50 件を厳選 国+公務員の個人責任(中前吾郎・村瀬信一・黒沢文貴)を問う訴訟

【「不正検定」事件の本質】

- ◆「20世紀における共産主義の悪」を書いたことへの制裁 「一線を越えた」
- ◆2010年代の教科書問題における左翼陣営の「反転攻勢」の一環 長期計画による行動
- ◆左翼・反日勢力の浸透(前川喜平「Good job!」とツイート)、成功した野田英二郎事件
- ◆保守系教科書改善運動の「分裂」を利用 政治動向を見極めて発動
- ◆事実上の「CCP 検定」の実態を暴露した事件 主任教科書調査官が毛沢東思想心酔者

●月刊『正論』編集部の「二重転向」

【月刊『正論』編集部の転落の経過】

- 2020.3.1 『正論』4月号、検定不合格問題を特集
 - 5.1 6 月号 本誌編集部「『つくる会』教科書不合格/文科省批判と再検定要求の前に」
 - 6.1 7月号 藤岡信勝「正論編集部の『つくる会』批判に反論する」
 - 田北真樹子(編集長)「自由社歴史教科書に関する正論編集部の考え」
 - 11.1 12 月号 勝岡寬次「文科省は『不正検定』に手を染めたのか」(16ページ)
 - *藤岡副会長と杉原誠四郎顧問(元つくる会会長)は連名で、『正論』に勝岡論文 と同じ紙幅の反論文の掲載を求める→田北真樹子編集長、反論掲載を拒否②
- 2021.8.1 9月号 安藤慶太「『つくる会』の迷走を憂う」
 - 8.4 つくる会、越後事務局長名で反論掲載申入れ→田北編集長、反論掲載を拒否❸
 - 9.10 つくる会「雑誌『正論』9月号の安藤論文に反論する」発表
 - 9.21 教科書問題緊急シンポ開催。安藤氏がビデオ出演で掲載拒否の理由を説明**④**「つくる会の反論を読んだが、文科省の不正検定を証明する客観的事実は一つもない」

【編集部の対応の問題点と「二重転向」の意味】

- <第一の転向> 4月号の文科省宇批判から6月号のつくる会批判=文科省擁護への転向
- ●編集部の反論があるとしても、次号に載せるべき ルール違反と誌面の私物化
- 28 反論権の否定 誌面の私物化 「言論の自由」の封殺
- <第二の転向> 「自由と民主主義」を発展させる「正論路線」から逸脱し、「言論の自由」 を否定する「自由と民主主義」の敵対者に転向
 - ・「私はあなたの意見には反対だが、あなたがそれを主張する権利は命をかけて守る」 (ヴォルテール) という精神の対極にある行動
- ④「不正検定」事例の個別検証を放棄、論題を勝手に変更し、自分が勝手に設定した基準に合わないということを理由に反論権を認めなくてもよいと正当化 自己を真理の体現者として絶対化 「官僚の無謬性神話」とパラレル 左翼官僚の言い分を代弁 安藤論文の直接の目的は自由社に訴訟を起こすことをやめさせること 権力を笠に着た者の奢りと卑しさ

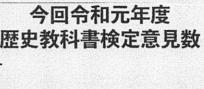
●文科省「不正検定」事件と保守系言論誌の「転向」に見られる自由社会の危機

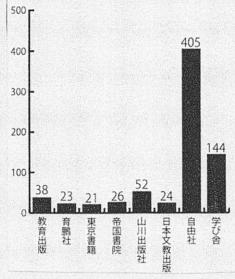
- ◆自由社提訴は家永訴訟の逆バージョン 対立の構図は 180 度正反対となる
- ◆新編日本史追加検定事件(1986年)と比べて被害の性格が一層深刻化 検定意見に従わせられるという問題→こじつけ検定で有無を言わさず抹殺される
- ◆国家(官)の側の違法行為を言論機関(民)が補強・補完 官民がタッグを組んで特定の 思想やグループを弾圧する構図
- ◆『正論』誌は総論で CCP 批判、各論では CCP の浸透に無関心・許容という欺瞞
- ◆教科書問題について左翼ジャーナリズムのみならず保守言論界が黙殺
- ◆「CCP の浸透との対決」という 21 世紀の日本の課題のなかで生まれた全体主義化の萌芽

A

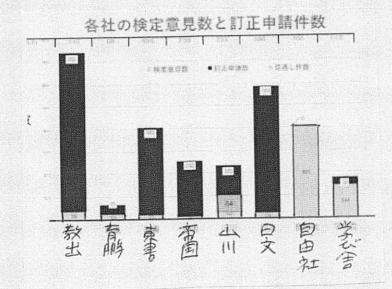
社会(歴史)教科書の)検定意見数
出版社	今回 (令和元年度)	前回 (平成 26 年度) ※
教育出版	38	20 jij
育鵬社	23	78
東京書籍	21	28 礼 は
帝国書院	26	70 今
山川出版社	52	回 か
日本文教出版	24	44 6
自由社	405	358 崩
学び舎	144	273

B





C



二 日本の教科書をダメにする「赤い官庁」文科省の誾

2011(平成23)年度-2021(令和3)年度文部科学省人事一覧表(関係分)

世	2011(平成23)	2012(平成24)	2013(平成25)	2014(平成26)	2015(平成27)
が相大田	野田住屋(9)	安倍晋三(12)	安倍晋三	安倍晋三	安倍晋三
日本地が出た日本田	中川正春(9)	田中眞紀子(10)	下村博文	下村博文	题 滞(0)
サインでは	平野博文(1)	卜村博又(12)			
	株 かい (9)	高井美穂(4)	櫻田義孝(9)	藤井基之(9)	義家弘介(10)
		笠浩央(10)			4
副大臣	奥村展三(9)	松本大輔(10)	西川京子(9)	中泓秀樹(9)	国田知(10)
		福井照(13)			
		4) 弥一(13)			
	神本美恵子(9)	村井宗明(10)	富岡勉(9)	赤池誠章(9)	堂故茂(10)
1494		那谷屋正義(10)		**************************************	
以防日	城井崇(9)	義家弘介(12) 丹泅秀樹(2)	上野通子(9)	山本ともひろ(9)	豐田真田子(10)
事務次官	温水湖	茶□泰孝(1)	(7)—单中门	一中(中)	土屋定之(8)
中部対学展議庁	令 茶 就 記	(1)——(1)	坂東久美子(7)	前川喜平(7)	前川喜平
初中等教育局長		布村幸彦(1)	前川喜平(7)	小松親次郎(7)	小松親次郎
大臣官房審議官 初等中等教育局担当	金森 越哉	尾崎春樹	高橋道和	藤原誠	伯井美徳
教科書課長	茶炉裏	火山裕二	永山裕二	望月禎	望月禎
	FUI和雄	上山和雄	上山和雄	上山和雄	荒木教夫?
444	村瀬信一(日)	村瀬信一(日)	〇村瀬信一(B·生)	〇村瀬信一(日·生)	〇村瀬信一(日·生)
数科書調香官	〇昭沿唐孝(日)	〇照沿康孝(日)	〇照沼康孝田	〇照沿康孝(日)	〇照沼康孝(日)
(麻中相当)	高橋秀樹(日)	高橋秀樹田	高橋秀樹田	高橋秀樹田	高橋秀樹(日)
OEDIG	二谷芳華(日)	三谷芳幸(日)	三谷芳幸(日)	三谷芳幸(日)	■鈴木正信(B)
丰任調香官	明智理良(世)	中前吾郎(世)	中前吾郎(世)	中前吾郎(世)	中前吾郎(世)
	■橋本資久(世)	橋本資久(世)	橋本貿久(世)	橋本資久(世)	橋本資久(世)
	〇字井修通(世)	〇室井俊通(世)	室井俊通(世)■		■鈴木楠緒子(世)
	年吹久(政)	矢吹久(政)	矢吹久(政)	矢吹久(政)	〇矢吹久(政)
教科書調香官	演藤貴子(政)	遠藤貴子(政)	遠藤貴子(政)	遠藤貴子(政)	遠藤貴子(政)
(公民相当)	〇青山孝(経)	〇青山孝(経)	〇青山孝(経)	〇青山孝(経)	〇青山孝(経)
060(4	高橋裕一(経)	高橋裕一(経)	高橋裕一(経)■	■三島憲之(経)	三島憲之(経)
主任調査官	■禁上優子(倫)	森上優子(備)	森上優子(倫)	森上優子(倫)	森上優子(備·生)
	〇小林保則(倫生)	○小林保則(倫·生)■	■木元麻里(倫)	木元麻里(倫)	木元麻里(倫·生)
The second second second					

◎韓[瓦](多時可數料者模定的核。」(発見新在) 2021.6

凡例:())内は就任月。但し年度区切りであることに注意。

して1点/形成28/	つして(日長20)	2018(時時30) 12	1人の一切(注意が)/記録()	くりくり(市地グ)	イログニハーサイロン
中世世二	安倍照二	1	安倍晋三	营義偉(9)	营義偉
公四号— 松野博—(8)	林芳正(8)	6	萩生田光一(9)	萩生田光一	萩生田光一
義家弘介	丹羽秀樹(8)	永岡桂子(10)	亀岡偉民(9)	高橋ひな子(9)	高橋ひな子
长	关絡要张	海島智子(10)	上野通子(9)	田野瀬太道(9) 丹羽秀樹(2)	丹羽秀樹
樋口尚也(8)	宮川典子(8)	中村裕之(10)	佐々木さやが(9)	展淵洋子(9)	展淵洋子
田野瀬太道(8)	新妻秀規(8)	白須賀貴樹伽	(6) 本畠川皇	三谷英弘(9)	三谷英弘
前川(6)口谷(1)	14一次日	藤原誠(10)	藤原誠	藤原誠	藤原誠
小沙碧沙剧(6)	小小親次郎	声立訓(10)	声立訓	九山洋司(7)	九二洋司
藤原誠(6)	高橋道和(7)	小松親次郎(9) 永山賀久(10)	九山洋司(7)	瀧本寛(7)	龍本寛
浅田和伸	台間竜一郎	丸山洋司	矢野和彦 蝦名喜久(8)	蝦名喜久	蝦名喜久
超日海	権二下司	森友浩史	中野理美	神山弘	神山弘
(大田)	黑沢文貴	黑沢文貴	黒沢文貴	(本明)	(未公表)
〇柱協信一(日·年)	〇村瀬信一(日·牛)	村瀬信一(日)	村瀬信一(日)	■黒澤良(日)	黒澤良(日)
田沿唐孝(日)	昭兴康孝(日)	■藤本頼人(日)	藤本頼人(日)	藤本賴人(日)	藤本賴人(日)
直播來村田	高橋茶樹(日)	1/2一夫(日)	小宫一夫(8)	小宮一夫(日)	小宮一夫(日)
部本下信(H)	鈴木正信(日)	鈴木正信(日)	鈴木正信(日)	鈴木正信(日)■	(回)—田心
中部系的(F)	中前 吾郎(世)	〇中前吾郎(世)	〇中前吾郎(世)	〇中前吾郎(世)	〇中前吾郎(世
棒木谷久(市)	橋本省久(F)	橋本資久(世)	橋本資久(世)	橋本資久(世)	橋本資久(世)
高十次/(に) 鈴木楠緒子(市)	鈴木楠緒子(世)	鈴木楠緒子(世)	鈴木楠緒子(世)	鈴木楠緒子(世)	鈴木楠緒子(世)
〇年的久(政)	〇矢吹久(政)	〇矢吹久(政)	〇矢吹久(政)	〇矢吹久(政)	〇矢吹久(政)
清藤貴子(政)	清藤青子(政)	遠藤貴子(政)	遠藤貴子(政)	遠藤貴子(政)	遠藤貴子(政
〇書二萃(財)	(図) 皇 (図)	青山孝(政)	青山孝(政)	■ 高見純(経)■	■山口直樹(経)
に帰場し(袋)	二島憲之(経)	三島憲之(経)	三島憲之(経)	三島憲之(経)	三島憲之(経)
茶上優子(倫·牛)	森上優子(倫·生)	森上優子(倫·生)	森上優子(倫·生)	森上優子(倫·生)	森上優子(倫·生)
T 50 50 1	+ - F € / F + - F	十二年田(本,千)	★二年田(海.年)	大二年田(倫·牛)	大一麻里(備·生)

学び舎初合格

量品

先端メディアによる言論統制はどう行われてきたか

西村幸祐

●巨大ITの言論統制と21世紀の全体主義

- ・各種 SNS で情報発信をしている人が体験する情報統制
- ・インターネット以前の混沌状況 1980 年代のパソコン通信
- •SNS の機能進化がもたらした Twitter と Facebook の言論規制
- アルゴリズムによる検閲
- ・人為的な検閲 下請け企業
- ・日本の場合は、無防備すぎる利用者が対抗策も打てない
- ・インターネットの根幹にあるネットへゲモニー
- ・国家を超えた覇権戦争と巨大IT
- ・個を連結するスキーム構築で対抗
- ・日本の特殊事情 平成の敗北と〈失われた 30 年〉